

# 島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第71号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

（障がい福祉課） 2

## 公布された条例等のあらまし

### ◇障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第39号）

#### 1 規則の概要

- (1) 規則の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に改めることとした。
- (2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定及び様式の整理（第1条―第3条・様式第6号・様式第12号その1―様式第22号関係）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行により育成医療の支給に係る事務が市町村に権限移譲されることに伴う規定の整理（第2条・第3条関係）
- (4) その他様式の整理

#### 2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

## 規 則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第39号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第1条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第2条第1項中「の申請は、政令第1条第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）に係るものにあつては様式第1号に、同条第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものにあつては」を「及び第56条第1項の申請は、」に改め、同条第2項中「育成医療に係るものにあつては様式第3号に、精神通院医療に係るものにあつては」を削り、同項ただし書中「（精神通院医療に係るものに限る。）」を削り、同条第3項中「育成医療に係るものにあつては様式第5号に、精神通院医療に係るものにあつては」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「育成医療に係るものにあつては様式第8号に、精神通院医療に係るものにあつては」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「育成医療に係るものにあつては様式第10号に、精神通院医療に係るものにあつては」を削り、同項を同条第5項とする。

第3条第1項中「育成医療及び政令第1条第2号」を「政令第1条の2第1号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）及び同条第2号」に、「精神通院医療」を「同条第3号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

様式第1号を次のように改める。

#### 様式第1号 削除

様式第3号を次のように改める。

**様式第3号 削除**

様式第5号を次のように改める。

**様式第5号 削除**

様式第6号注意事項1中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

**様式第7号及び様式第8号 削除**

様式第10号を次のように改める。

**様式第10号 削除**

様式第12号その1中

「

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙12)	を
---	--------	---

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙12)
---	--------

」

に、「障害者自立支援法第59条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項」に改め、同様式（別紙12）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙12）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙12）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙12）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙12）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙12）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙12）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙12）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙12）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙12）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

**3 第5号の2関係**

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第12号その2中

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙4)	を
---	-------	---

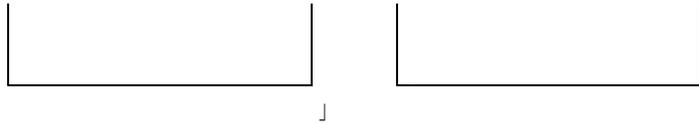
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙4)
---	-------

に、「障害者自立支援法第59条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項」に改め、同様式（別紙4）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙4）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙4）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙4）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙4）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙4）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙4）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙4）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙4）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙4）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第12号その3中	指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	を	指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者・ 指定介護予防サービス事業者	に、
------------	---------------------------	---	---	----



「  

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙3）
---	-------

 を  
 」

「  

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙3）
---	-------

 」

に、「障害者自立支援法第59条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1

項」に、  

「指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者」	を	「指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者」
----------------------------	---	----------------------------

 に改め、同様式備考3中「指定居宅サービス  
 指定介護予防サービス事業者」

事業者」の次に「若しくは指定介護予防サービス事業者」を加え、同様式（別紙1）中

「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定  
 老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4 項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数 ）」

「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定  
 老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4 項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サー に改め、同様式（別紙3）中「障害者自立支援法第59条  
 ビス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問  
 看護に限る。）に従事する職員の定数 ）」

第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、  

「指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者」	を	「指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者」
----------------------------	---	----------------------------

「指定居宅サービス事業者  
 指定訪問看護事業者」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から  
 指定介護予防サービス事業者」

第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙3）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙3）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙3）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙3）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙3）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙3）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙3）中（誓約項目）4を（誓約

項目) 5とし、同様式(別紙3)(誓約項目)3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙3)中(誓約項目)3を(誓約項目)4とし、(誓約項目)2の次に次のように加える。

### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び賃金の支払の確保に関する法律(昭和51年法律第34号))で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第13号その1中

「

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙3)	を
---	-------	---

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙3)	
---	-------	--

」

に、「障害者自立支援法第59条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項」に改め、同様式(別紙3)中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しないこと」に改め、同様式(別紙3)(誓約項目)中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式(別紙3)(誓約項目)2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙3)中(誓約項目)9を(誓約項目)10とし、(誓約項目)8を(誓約項目)9とし、(誓約項目)7を(誓約項目)8とし、(誓約項目)6を(誓約項目)7とし、同様式(別紙3)(誓約項目)5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙3)中(誓約項目)5を(誓約項目)6とし、同様式(別紙3)(誓約項目)4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式(別紙3)中(誓約項目)4を(誓約項目)5とし、同様式(別紙3)(誓約項目)3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙3)中(誓約項目)3を(誓約項目)4とし、(誓約項目)2の次に次のように加える。

### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び賃金の支払の確保に関する法律(昭和51年法律第34号))で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第13号その2中

「

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで	(別紙4)	を
---	-------	---

及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙4)
---	-------

に、「障害者自立支援法第59条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項」に改め、同様式(別紙4)中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しないこと」に改め、同様式(別紙4)(誓約項目)中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式(別紙4)(誓約項目)2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙4)中(誓約項目)9を(誓約項目)10とし、(誓約項目)8を(誓約項目)9とし、(誓約項目)7を(誓約項目)8とし、(誓約項目)6を(誓約項目)7とし、同様式(別紙4)(誓約項目)5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙4)中(誓約項目)5を(誓約項目)6とし、同様式(別紙4)(誓約項目)4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式(別紙4)中(誓約項目)4を(誓約項目)5とし、同様式(別紙4)(誓約項目)3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙4)中(誓約項目)3を(誓約項目)4とし、(誓約項目)2の次に次のように加える。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び賃金の支払の確保に関する法律(昭和51年法律第34号))で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第13号その3中

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者
---------------------------

を

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者・ 指定介護予防サービス事業者
---

に、

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙3)	を
---	-------	---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙3)
---	-------

に、「障害者自立支援法第59条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1

項」に、「指定居宅サービス事業者」「指定居宅サービス事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、同様式備考2中「指定居宅サービス事業者」「指定訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」「指定介護予防サービス事業者」

事業者」の次に「若しくは指定介護予防サービス事業者」を加え、同様式（別紙1）中

「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」

「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」に改め、同様式（別紙3）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、「指定居宅サービス事業者」「指定訪問看護事業者」

「指定居宅サービス事業者」「指定訪問看護事業者」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙3）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙3）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙3）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙3）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙3）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙3）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙3）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙3）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙3）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に

次のように加える。

### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第13号の2その1中

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）	を
---	-------	---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）
---	-------

に、「障害者自立支援法第60条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項」に改め、同様式（別紙2）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙2）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第13号の2その2中

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）	を
---	-------	---

「

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書</p>	<p>（別紙2）</p>
--	--------------

」

に、「障害者自立支援法第60条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項」に改め、同様式（別紙2）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙2）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

「

<p>指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者</p>
-----------------------------------

様式第13号の2その3中

「

<p>指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者・ 指定介護予防サービス事業者</p>
--

を

に、

」

」



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）
---	-------

に、「障害者自立支援法第60条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項」に改め、同様式（別紙2）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙2）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第13号の3その2中

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）	を
---	-------	---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）
---	-------

に、「障害者自立支援法第60条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項」に改め、同様式（別紙2）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該

当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙2）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

「  

指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者	を	指定居宅サービス事業者・ 指定訪問看護事業者・ 指定介護予防サービス事業者
---------------------------	---	---

  
」に、

「  

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）
---	-------

  
」を

「  

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）
---	-------

  
」

に、「障害者自立支援法第60条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1

「指定居宅サービス事業者  
項」に、 「指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者」を 指定訪問看護事業者 に改め、同様式備考2中「指定居宅サービス  
指定介護予防サービス事業者」

事業者」の次に「若しくは指定介護予防サービス事業者」を加え、同様式（別紙2）中「障害者自立支援法第59条第3項  
において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号  
（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、 「指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者」

「指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者 に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から  
指定介護予防サービス事業者」

第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため  
の法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当  
しないこと」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会  
生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別  
紙2）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改  
め、同様式（別紙2）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7  
を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援  
法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を  
（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総  
合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約  
項目）5とし、同様式（別紙2）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のよ  
うに加える。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃  
金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わ  
り、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第14号その1中「障害者自立支援法第64条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第  
64条」に、

「  

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）	を
---	-------	---

」

「  

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）	
---	-------	--

」

に改め、同様式（別紙2）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当し

ない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙2）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

### 3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第14号その2中「障害者自立支援法第64条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条」に、

「

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）	を
---	-------	---

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書	（別紙2）
---	-------

」

に改め、同様式（別紙2）中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書」に、「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないこと」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式（別紙2）（誓約項目）2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）9を（誓約項目）10とし、（誓約項目）8を（誓約項目）9とし、（誓約項目）7を（誓約項目）8とし、（誓約項目）6を（誓約項目）7とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同

様式(別紙2)(誓約項目)3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙2)中(誓約項目)3を(誓約項目)4とし、(誓約項目)2の次に次のように加える。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び賃金の支払の確保に関する法律(昭和51年法律第34号))で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第14号その3中

「  
 所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 名 称 を  
 代表者 ④」

「  
 所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者  
 ・指定介護予防サービス事業者 名 称 に、「障害者  
 代表者 ④」

自立支援法第64条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条」に、

「  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者  
 を  
 「  
 指定居宅サービス事業者  
 ・指定訪問看護事業者  
 ・指定介護予防サービス事業者  
 に、

障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙2)	を
---	-------	---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書	(別紙2)
---	-------

に改め、同様式(別紙2)中「障害者自立支援法第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しない旨の誓約書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当し

ない旨の誓約書」に、  
「指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者  
指定訪問看護事業者  
指定介護予防サービス事業者」

第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しないこと」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定に該当しないこと」に改め、同様式(別紙2)(誓約項目)中「障害者自立支援法第59条第3項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項」に、「第36条第3項」を「第36条第3項各号」に改め、同様式(別紙2)(誓約項目)2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式(別紙2)中(誓約項目)9を(誓約項目)10とし、(誓約項目)8を(誓約項目)9とし、(誓約項目)7を(誓約項目)8とし、(誓約項目)6を(誓約項目)7

とし、同様式（別紙2）（誓約項目）5中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）5を（誓約項目）6とし、同様式（別紙2）（誓約項目）4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「事業の廃止」を「指定の辞退」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）4を（誓約項目）5とし、同様式（別紙2）（誓約項目）3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同様式（別紙2）中（誓約項目）3を（誓約項目）4とし、（誓約項目）2の次に次のように加える。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

様式第15号その1及び様式第15号その2中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第15号その3中

「  
 所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 名 称 を  
 代表者 ⑩」  
 「  
 所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者  
 ・指定介護予防サービス事業者 名 称 に、「障害者  
 代表者 ⑩」

自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、

「  

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称		を
	主たる事務所の所在地	〒	

 」

「  

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者・指定介護予防サービス事業者	名 称		に
	主たる事務所の所在地	〒	

 」

改める。

様式第16号その1及び様式第16号その2中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

様式第16号その3中

「  
 所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者 名 称 を  
 代表者 ⑩」  
 「  
 所在地  
 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者  
 ・指定介護予防サービス事業者 名 称 に、「障害者

代表者

⑨

自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、

「

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒

を

」

「

指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者・指定介護予防サービス事業者	名 称	
	主たる事務所の所在地	〒

に

」

改める。

様式第17号から様式第20号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。